

いやし訪問介護支援事業所利用料金

(1) 基本報酬・事業費

【指定訪問介護（要介護1～要介護5）】

※ 金沢市は7級地のため1単位あたり10.21円となります。

区分		単位数 (単位/回)	基本利用 料 (円/回)	利用者負担 (円/回)		
				1割	2割	3割
身体介護	所要時間20分未満	167	1,705	171	341	512
	所要時間20分以上30分未満	250	2,552	256	511	766
	所要時間30分以上1時間未満	396	4,043	405	809	1,213
	所要時間1時間以上	579	5,911	592	1,183	1,774
	所要時間1時間を超え30分増すごと	+84	857	86	172	258
生活援助	所要時間20分以上45分未満	183	1,868	187	374	561
	所要時間45分以上	225	2,297	230	460	690
混在する場合	身体介護に引き続き生活援助を行った場合 所要時間20分から起算して25分を増す毎に	+67	身体介護の料金に加え684	身体介護の料金に加え69	身体介護の料金に加え137	身体介護の料金に加え206

【指定介護予防型訪問サービス・指定基準緩和型訪問サービス（事業対象者・要支援1・要支援2）】

区分	単位数 (単位/月)	基本利用 料 (円/月)	利用者負担 (円/月)		
			1割	2割	3割

介護予防型 訪問サービス費（Ⅰ）	1週間に1回程度の介護予防型訪問サービスが必要とされた場合	1,176	12,006	1,201	2,402	3,602
介護予防型 訪問サービス費（Ⅱ）	1週間に2回程度の介護予防型訪問サービスが必要とされた場合	2,349	23,983	2,399	4,797	7,195
介護予防型 訪問サービス費（Ⅲ）	1週間に2回程度を超える介護予防型訪問サービスが必要とされた場合（事業対象者・要支援2のみ）	3,727	38,052	3,806	7,611	11,416
基準緩和型 訪問サービス費（Ⅰ）	1週間に1回程度の基準緩和型訪問サービスが必要とされた場合	941	9,607	961	1,922	2,883
基準緩和型 訪問サービス費（Ⅱ）	1週間に2回程度の基準緩和型訪問サービスが必要とされた場合	1,879	19,184	1,919	3,836	5,756
基準緩和型 訪問サービス費（Ⅲ）	1週間に2回程度を超える基準緩和型訪問サービスが必要とされた場合（事業対象者・要支援2のみ）	2,982	30,446	3,045	6,090	9,134

※ 金沢市は7級地のため1単位あたり10.21円となります。

（2）加算・減算 【指定訪問介護・指定介護予防型訪問サービス・指定基準緩和型訪問サービス 共通】

要件を満たす場合に上記基本報酬・事業費に料金が加算又は減算されます。

区分	単位数 （単位/ 月）	基本利用 料 （円/月）	利用者負担（円/月）		
			1割	2割	3割

初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200	2,042	205	409	613
生活機能向上 連携加算 (基準緩和型サービスを除く。)	生活機能の向上を目的として訪問(通所)リハビリテーションの専門職と連携して訪問介護計画を作成した場合	(Ⅰ) 100	1,021	103	205	307
		(Ⅱ) 200	2,042	205	409	613
緊急時訪問介護加算 (要介護のみ)	利用者や家族の緊急の要請で介護支援専門員がサービス提供を認めた場合	100 (単位/回)	1,021	103	205	307
特定事業所加算 (要介護のみ)	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所と認められた場合	(Ⅰ) 所定単位数×20% (Ⅱ) 所定単位数×10% (Ⅲ) 所定単位数×10% (Ⅳ) 所定単位数×5% (Ⅴ) 所定単位数×3%				
早朝夜間深夜加算 (要介護のみ)	早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00) 深夜(22:00~翌6:00) の間にサービス提供を行った場合	早朝・夜間 所定単位数×25%(/回) 深夜 所定単位数×50%(/回)				
介護職員処遇改善加算	市町へ届出を行って、介護職員の賃金改善等を実施している事業所	Ⅰ 合計単位数×13.7% Ⅱ 合計単位数×10.0% Ⅲ 合計単位数×5.5%				
介護職員等特定処遇改善加算	市へ届出を行って、さらに介護職員の賃金改善等を実施している事業所	Ⅰ 合計単位数×6.3% Ⅱ 合計単位数×4.2%				
事業所と同一建物等に居住する利用者へのサービス提供	・事業所と同一の建物又は隣接建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者 ・同一の建物(同一敷地内建物等を除く)に20人以上居住する建物の	基本報酬×90/100				

減算	利用者に対してサービス提供する場合	
	・同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物の利用者に対してサービス提供する場合	基本報酬×85/100

※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※ 初回加算は、新規に訪問介護計画（介護予防型訪問サービス計画・基準緩和型訪問サービス計画）を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者（訪問事業責任者）が、自ら指定訪問介護・指定介護予防型訪問サービス・指定基準緩和型訪問サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護・指定介護予防型訪問サービス・指定基準緩和型訪問サービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。

※ 生活機能向上連携加算は、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師や理学療法士等と連携し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画（介護予防型訪問サービス計画）を作成し、その計画に基づく指定訪問介護・指定介護予防型訪問サービスを行う場合に加算します。

介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※ 金沢市は7級地のため1単位あたり10.21円となります。

※ 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により誤差が生じることがあります。